

平成 年 月 日		税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)	
(フリガナ) 名称 又は屋号		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	印	
経理担当者氏名		

税務署 処理 欄	一連番号			
	所管	要否	整理番号	
	申告年月日	平成 年 月 日		
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認印	省略年月日	
	年 月 日	年 月 日		
	指導年月日	相談	区分1	区分2

自平成20年01月01日

課税期間分の消費税及び地方

至平成20年12月31日

消費税の(確定)申告書

中間申告	自平成 年 月 日
の場合の	
対象期間	至平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円													
課税標準額	<1>					8	5	3	3	7	0	0	0	03	
消費税額	<2>					3	4	1	3	4	8	0		06	
控除過大調整税額	<3>													07	
控除税額	控除対象仕入税額	<4>							9	1	6	2	3	1	08
	返還等対価に係る税額	<5>												09	
	貸倒れに係る税額	<6>												10	
	控除税額小計 (<4>+<5>+<6>)	<7>							9	1	6	2	3	1	
	控除不足還付税額 (<7>-<2>-<3>)	<8>												13	
	差引税額 (<2>+<3>-<7>)	<9>						2	4	9	7	2	0	0	15
	中間納付税額	<10>											0	0	16
	納付税額 (<9>-<10>)	<11>						2	4	9	7	2	0	0	17
	中間納付還付税額 (<10>-<9>)	<12>											0	0	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	<13>												19	
	差引納付税額	<14>											0	0	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	<15>					8	5	3	3	7	0	5	8	21
	資産の譲渡等の対価の額	<16>					8	5	8	1	8	0	3	5	22
この申告書による地方消費税の税額の計算															
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (<8>)	<17>												51	
	差引税額 (<9>)	<18>						2	4	9	7	2	0	0	52
	譲渡額 (<17>×25%)	<19>												53	
	割納税額 (<18>×25%)	<20>						6	2	4	3	0	0	54	
	中間納付譲渡割額	<21>											0	0	55
	納付譲渡割額 (<20>-<21>)	<22>						6	2	4	3	0	0	56	
	中間納付還付譲渡割額 (<21>-<20>)	<23>											0	0	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	<24>												58	
	差引納付譲渡割額	<25>											0	0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	<26>							3	1	2	1	5	0	0	60

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31	
	延払基準の適用	有	無	32	
	工事進行基準の適用	有	無	33	
	現金主義会計の適用	有	無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35	
	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	個別対応式 一括比例配分方式	41
			95%以上	全額控除	
	課税標準額の消費税率	<1>	4%分	85,337千円	
		<2>	旧税率分	3%分	千円
	の内消費税額	<1>	4%分	3,413,480円	
<2>		旧税率分	3%分	円	
基準期間の課税売上高				円	
還付を受けようとする金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 本所・支所 農協・漁協				
預金	口座番号				
(窓口受取りの場合) 郵便局					
貯金記号番号		(郵便貯金振込みの場合)			
税務署整理欄					
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)				
税理士法第30条の書面提出有					
税理士法第33条の2の書面提出有					

<26>=(<11>+<22>)-(<8>+<12>+<19>+<23>)・修正申告の場合<26>=<14>+<25>
 <26>が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。